

## 民事実務

### 第1 設問1

#### 1 小問(1)

保証契約に基づく保証債務履行請求権

#### 2 小問(2)

被告は、原告に対し、220万円を支払え。

#### 3 小問(3)

① Xは、Aに対し、令和4年8月17日、本件車両を240万円で売った。

② 同日、Yは、①の契約のAの代金債務について保障する旨、約した。

③ ②の意思表示は本件契約書によりなされた。

#### 4 小問(4)

① 記載すべきでない。

② 理由

Xは、Yに対し、220万円の支払請求をしている。これに対し、Yは期限の抗弁として、分割払の特約を主張する可能性がある。かかる場合にXは下線部の事実を主張して期限の利益(民法136条参照)を喪失した旨を抗弁として主張すればよい。

#### 5 小問(5)

X側としては、預金債権とYの自宅不動産がそれぞれいくらの価値があるか特定してから仮差押えを行う必要があるため(民事保全法13条1項2項参照)。

### 第2 設問2

#### 1 小問(1)

① 本件車両のライトの改造部分が保安基準に適合しない

② 本件車両は保安基準に適合する

③ Aが本件売買契約を錯誤により取り消すことにより代金債務を免れる限度において保証債務の履行を拒絶する

#### 2 小問(2)

民法457条3項によれば、主債務者が取消権を有する場合、保証人は取消権は有しないものの(同120条2項参照)、主債務者が取消により債務を免れる限度で履行を拒絶できる。よって、Qとしては(う)により457条3項に基づく権利主張を行う旨表示する必要がある。

### 第3 設問3

#### 1 小問(1)

④ (ア)の時点で本件車両が保安基準に適合しない旨を問い合わせ、取り消すことができたのにこれをしなかった。

#### 2 小問(2)

Pは、Aが取消権を有しない旨、主張しようとしている。ア、イはAが取り消そうと思えばできたのにこれをしなかったということであるから、よってAは取消権を有しない。

そして、Aが取消権を有しない以上、YもAによる取消しを主張できない。

#### 第4 設問4

##### 1 小問(1)

⑤ Yの印章によるものである

⑥ Yの意思による

##### 2 小問(2)

###### (1) 本件契約書のY作成部分の成立の真正について

我が国では通常印章は厳重に管理され、みだりに他人に預託されるものではない。

よって、文書に本人の印章による印影が認められる場合には、かかる押印は本人の意思によるものと認められ、これと民事訴訟法228条4項による推定とを合わせて文書全体の成立の真正が推定される(二段の推定)。

そして、Yは本件契約書の印影がYの印章によるものであることは認めている。よって二段の推定が成立する。

これに対し、Yは令和4年8月にAが就職し、Yの自宅を出て、一人暮らしをすることになった。その際、アパートの賃貸借契約をするに当たり保証人が必要とのことであったのでYが保証人となることとし、YがAに実印を預け印鑑登録証明書を渡したことがあった。Aがこの時の実印を悪用し、本件契約書にYに無断でYの押印をしたものと思われることを主張している。

しかし、Aの住民票によれば、AがYの自宅から住所を移転したのは本件契約より後の令和4年12月15日でありYの説明は合理的でない。

以上より、本件契約書のY作成部分の成立の真正は認められる。

###### (2) また、Yは、本件契約について身に覚えがないとしている。

しかし、本件契約の当日、Xは、Y宅に電話をして、Yに対し、本件車両の売却についてYとの間で本件保証契約が成立したことを報告した。その際、Yは、Aからも聞いているので問題ないと応じたのである。したがって、Xは調査確認義務をはたしており、また、保証についてYの合意があったといえる。

###### (3) 以上より、本件保証契約が締結された事実が認められる。

以上